

守ろう！電波のルール

ー総務省九州総合通信局からのお知らせですー

電波は警察、消防・救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。
電波の不正利用は犯罪です。不法無線局を開設・運用すると、電波法違反で罰せられます。
電波はルールを守って正しく使いましょう。

ー 電波のことなら九州総合通信局へ ー

九州総合通信局 <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

- 不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252
- 受信障害(テレビ・ラジオ)…TEL:096-326-7873
- 電波利用料……………TEL:096-326-7843
- その他行政相談……………TEL:096-326-7819

【電波の3つのルール】

- ①無線機器の使用の際は技適マーク  の確認を
- ②外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③電波利利用には、原則免許が必要です